

# 第2回 不祥事防止対策検討会議

報告資料(2026年05月25日)

岩手県立大学社会福祉学部

秋本 光陽

# 自己紹介

秋本 光陽 (岩手県立大学社会福祉学部・社会福祉学科)

専門分野： 理論社会学、犯罪社会学、逸脱行動論、司法福祉

- 非行や犯罪問題が発生する「社会的」なメカニズムについて研究しています。
- 岩手県では、盛岡家庭裁判所委員会委員、岩手県青少年問題協議会委員、岩手県再犯予防推進連絡協議会会長、杜陵学園第三者委員会委員などを務めており、学術研究（理論）と現場（実務）との接続を大切にしています。

# 犯罪研究における基本的枠組み

・犯罪現象に関する説明理論には、伝統的に2つの人間観がある。

人間観

性善説：人は通常、犯罪にはおよばない、という前提

↓ にもかかわらず……

Q. 「なぜ**特定の人**びとは犯罪行為に**およぶ**のか？」

性悪説：人は誰も犯罪におよぶ可能性をもつ、という前提

↓ にもかかわらず……

Q. 「なぜ**私たちは**犯罪行為に**およばない**(**でいられる**)のか？」

# 犯罪研究における基本的枠組み

Q 「なぜ**特定の人びと**は**犯罪行為**に**およぶ**のか？」

- フラストレーションによる理論

フラストレーション ⇒ 特殊の動機の生成 ⇒ 犯罪行為

- 学習による理論

逸脱的な価値観への接触・内面化 ⇒ 特殊の動機の生成 ⇒ 犯罪行為

Q 「なぜ**私たちは**犯罪行為に**およばない**(**でいられる**)のか？」

- 社会的コントロールによる説明

(誰もがもつ欲求や動機) ⇒ 規範の拘束力の弱体化 ⇒ 犯罪行為

# 社会的コントロールに関する犯罪理論(1)

・中和・漂流理論 (Matza 1964=1986)

犯罪行為におよぶ人も、四六時中「犯罪」で思考が支配されているわけではない。通常は法・道徳的規範にしたがって日常生活を営んでいる。

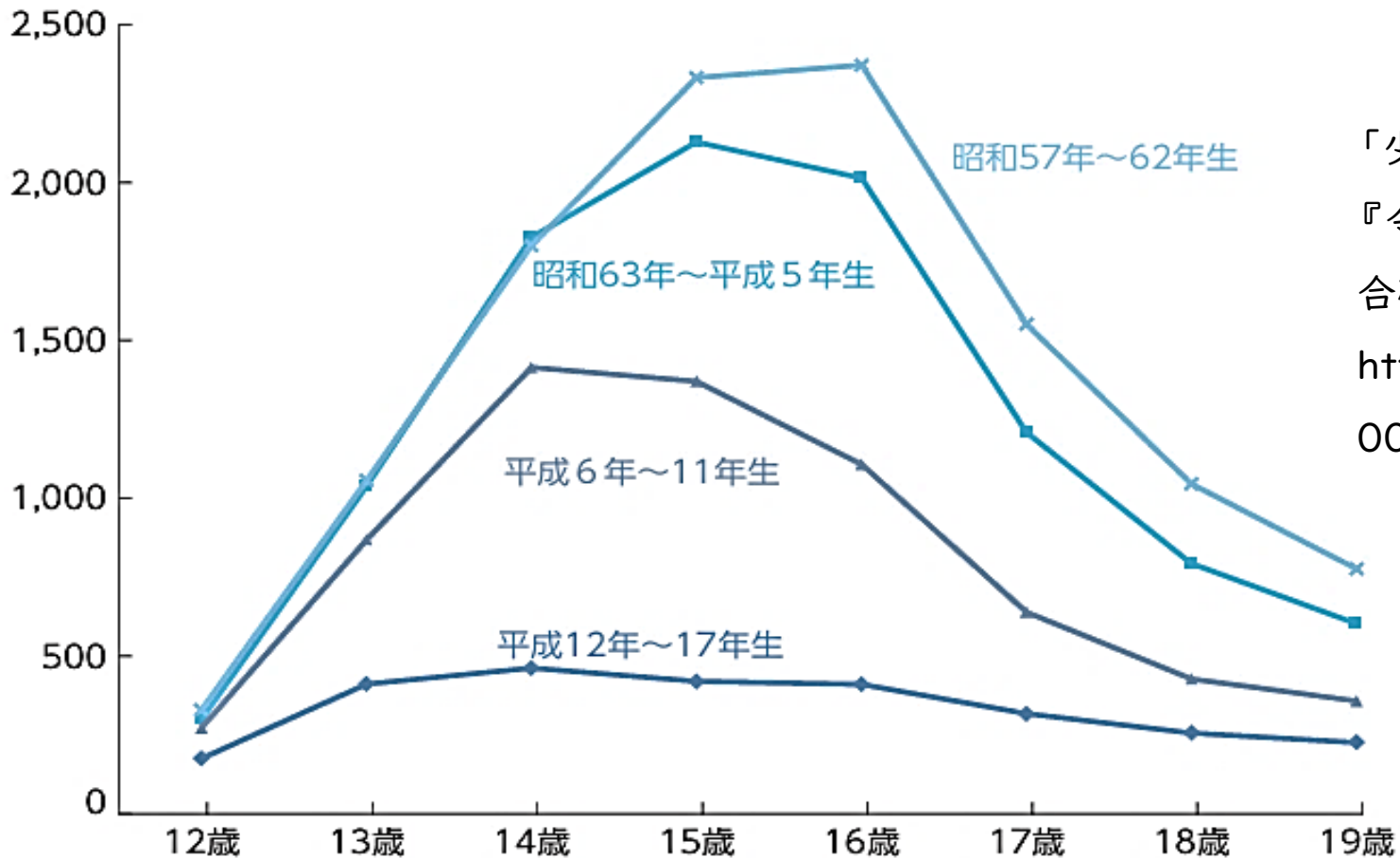
法・道徳的規範のしびりが緩まる(=中和される)ときに、合法世界から非合法世界へと揺らいでいってしまう可能性が高まる。

➤ マツツァ自身の議論は、青少年による非行を前提。

- ① もし非合法的な価値観に染まりきっているならば、学校や職場においてそれなりに真面目な生活を送ることができているのはなぜか…?
- ② もし強固な犯罪動機をもつとすれば、多くの青少年が青年期の終わりに足を洗うことができるのはなぜか…?

# 社会的コントロールに関する犯罪理論(1)

## ・中和・漂流理論 (Matza 1964=1986)



「少年による刑法犯 非行少年率の推移」  
『令和7年版犯罪白書』(法務省法務総合研究所編), 121

<https://www.moj.go.jp/content/001455851.pdf>

# 社会的コントロールに関する犯罪理論(1)

・中和・漂流理論 (Matza 1964=1986)

ただし、その説明力は必ずしも青少年による非行だけに限定されない。  
より広く、流動的で不確かな現代社会を生きる人間全般に当てはまる。

十分に自覚しているかどうかによらず、現代人は様々な程度でセルフ・コントロールの感覚をもっている。漂流者とは、社会的コントロールの弛緩によって潜在的には自由を享受しているものの、みずからが行為主体となる地位や能力、意向を欠いた人びとのことである」(Matza 1964: 29=1986: 40, 一部改訳)

# 社会的コントロールに関する犯罪理論(1)

・中和・漂流理論 (Matza 1964=1986)

◇  
罪を犯した人は死刑にならない限り、社会に戻ってくる。私は家庭や職場だけではなく第3の居場所「サードプレイス」の必要性を訴えている。出所者らが安心して社会とつながり、自分の存在感を得られる場所が必要だ。

同じ社会に生きる私たちにもできることはある。近くに孤立している人がいたら、少し気にかけて行政サービスに連絡してあげるだけでもいい。児童虐待の通報が地域で広がっているように、孤立も地域でアプローチできれば、誰にとっても「生きていきたい」と思える社会に近づけるのではないだろうか。

# 社会的コントロールに関する犯罪理論(1)

・中和の技術 (Sykes & Matza 1957)

自らの行為を弁解したり合理化したりするための認識やリソース。

責任の否定	行為の原因は自分の外にある(「状況がそうさせたんだ」)
加害の否定	相手には実害を与えていない(「少し借りただけだ」)
被害者の否定	被害者側の落ち度や欠陥を指摘(「被害者も思わせぶりな態度だった」)
非難者への非難	非難する人びとの悪徳性や恣意性を指摘(「みんな偽善者なだけだ」)
高度な忠誠心	所属集団のためにしたことを主張(「仲間を思ってやったんだ」)

# 社会的コントロールに関する犯罪理論(1)

【事例】 令5(わ)108号/令和5年12月15日/福岡地裁

被告人(21)が、仲間と共謀して、通行人から金品を強取しようと計画(未遂に終わったが、被害者は骨折等のけがを負った)。その後、窃盗目的で店に侵入したうえで、置物5点を盗んだ。

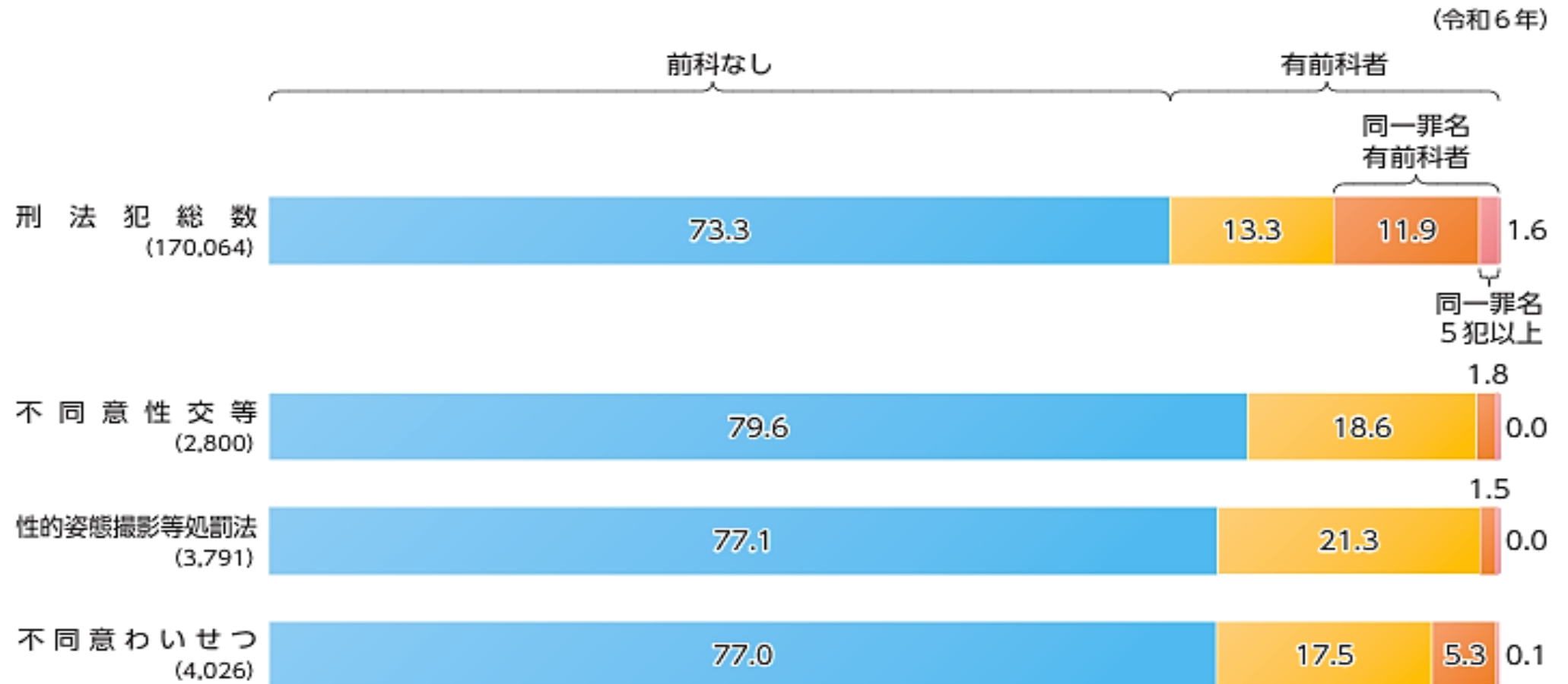
保護観察期間を終えた後2か月足らずで本件に関与しており、公判においても自身の関与を過少に述べるなど自己保身的な態度が見られるほか、本件に至った原因として周囲の環境を挙げるなど、自らの問題性に真摯に向き合っているとはいえず、その反省は全く不十分であって再犯に及ぶおそれは否定し難い。

# 社会的コントロールに関する犯罪理論(1)

【事例】 平5(合わ)第167号 / 平成6年12月16日 / 東京地裁

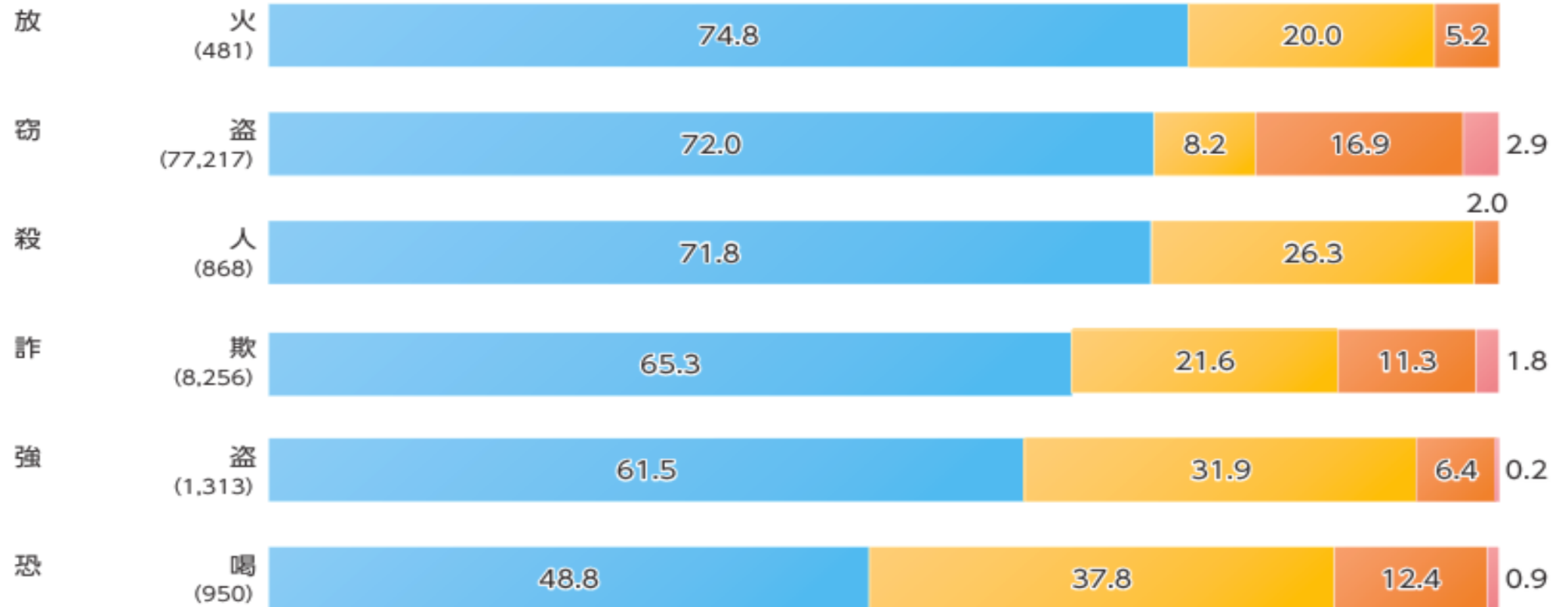
- A子の証言内容及び態度からは、自らにも落ち度があったことの自覚が全く窺えないばかりか、かえって、前記のように自分は一応慎重に行動していたという趣旨の証言をしているのである。
- 警察官調書によれば……ファッションモデルとしてスカウトされ……モデルの仕事をした後……イベントコンパニオン、芸能プロダクションのエキストラやスタッフ等の仕事をし……パーティーコンパニオンをしていることが認められる。
- 時折り「おおぼけ(を)こいた」などという言葉をお走るなどして、いわば馬脚を現わしており、普段上品とはいえない言葉遣いをする場面もある

# 社会的コントロールに関する犯罪理論(1)



「刑法犯20歳以上の検挙人員の前科の有無別構成比(罪名別)」

# 社会的コントロールに関する犯罪理論(1)



「刑法犯20歳以上の検挙人員の前科の有無別構成比(罪名別)」

『令和7年版犯罪白書』(法務省法務総合研究所編), 266 <https://www.moj.go.jp/content/001455853.pdf>

# 社会的コントロールに関する犯罪理論(1)

・中和・漂流理論 (Matza 1964=1986)

合法的な価値体系

非合法的な価値体系



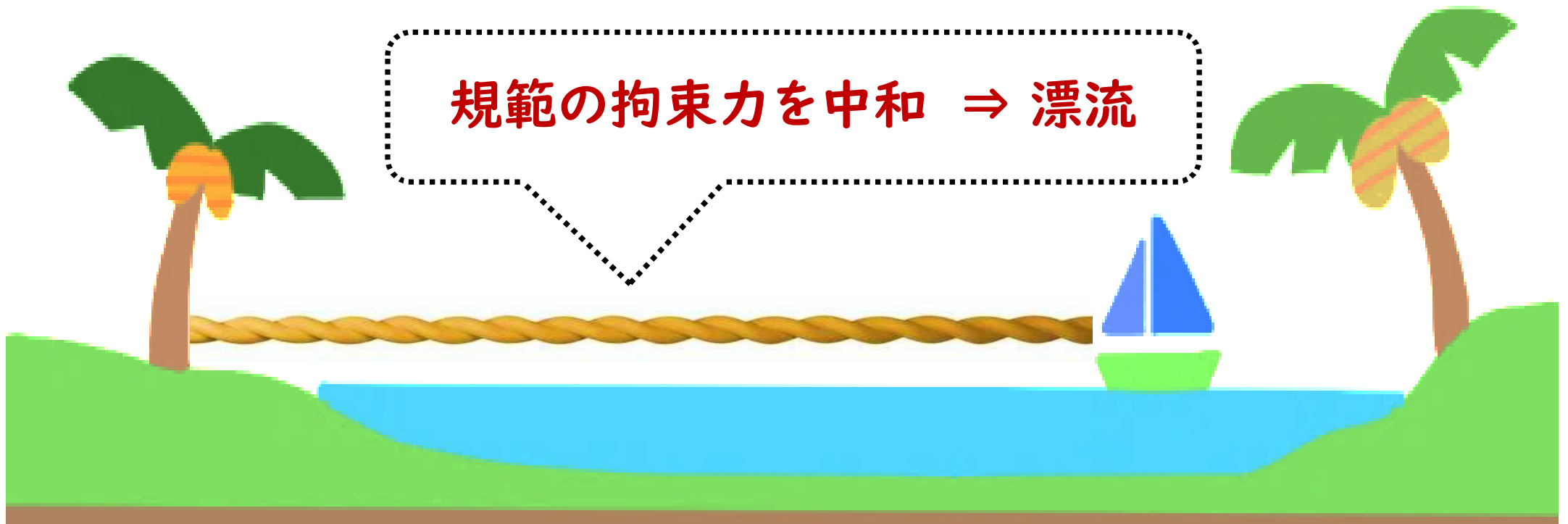
# 社会的コントロールに関する犯罪理論(1)

・中和・漂流理論 (Matza 1964=1986)

合法的な価値体系

非合法的な価値体系

規範の拘束力を中和 ⇒ 漂流



## 社会的コントロールに関する犯罪理論(2)

・社会的絆(ボンド)理論 (Hirschi 1969=1995)

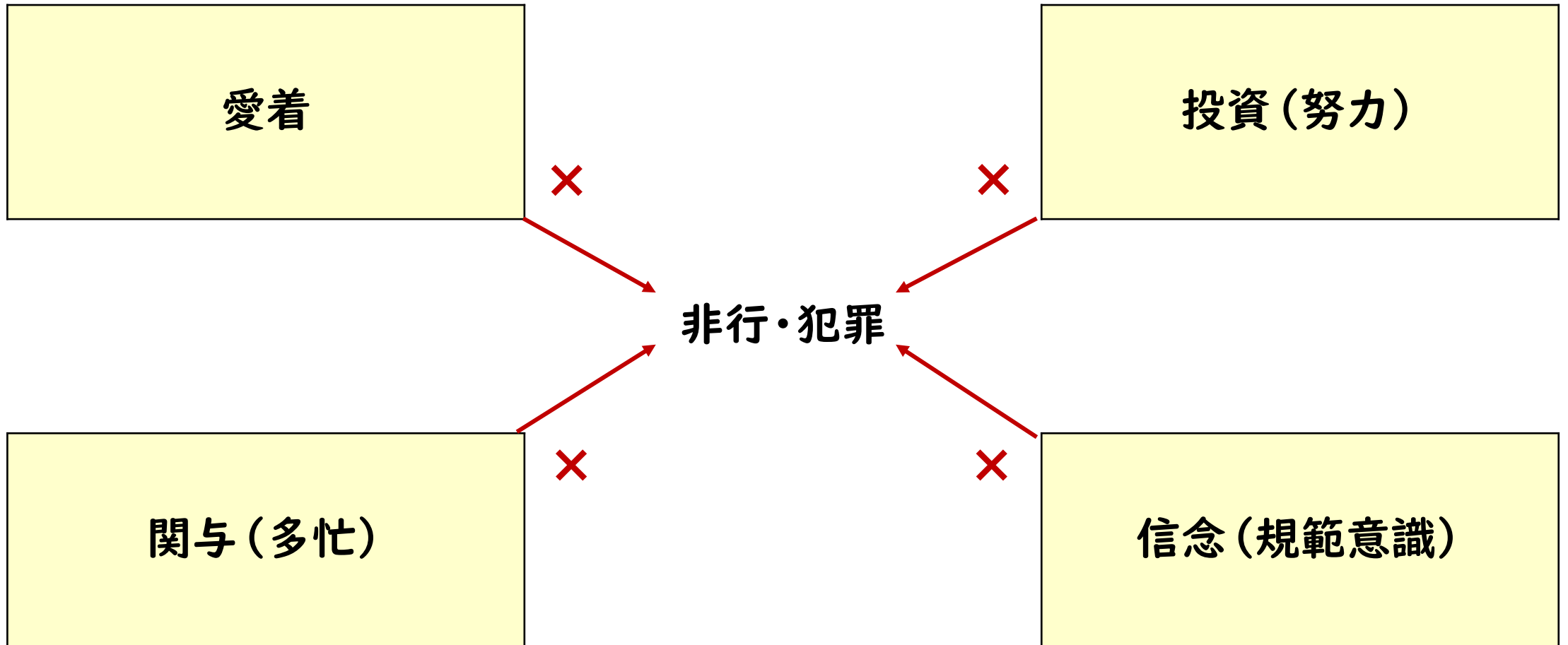
中和・漂流理論と同じく、「(人は誰も犯罪におよぶ可能性をもつのに)なぜ私たちは犯罪行為におよばない(でいられる)のか」(=性悪説)を問う。

「社会的な絆(bond)」につなぎとめられていることの犯罪抑止力を指摘。

愛着	家族・両親や友人、教師などに対する愛情・尊敬の念の強さ
投資(努力)	順法的なことから得られる利益(= それまでの生活で得たものを失うリスク)
関与(多忙)	順法的な活動に従事していること(= それ以外の活動に関わる時間のなさ)
信念(規範意識)	法・道徳的規範に対する信頼度(ルールを守るべきだという意識)

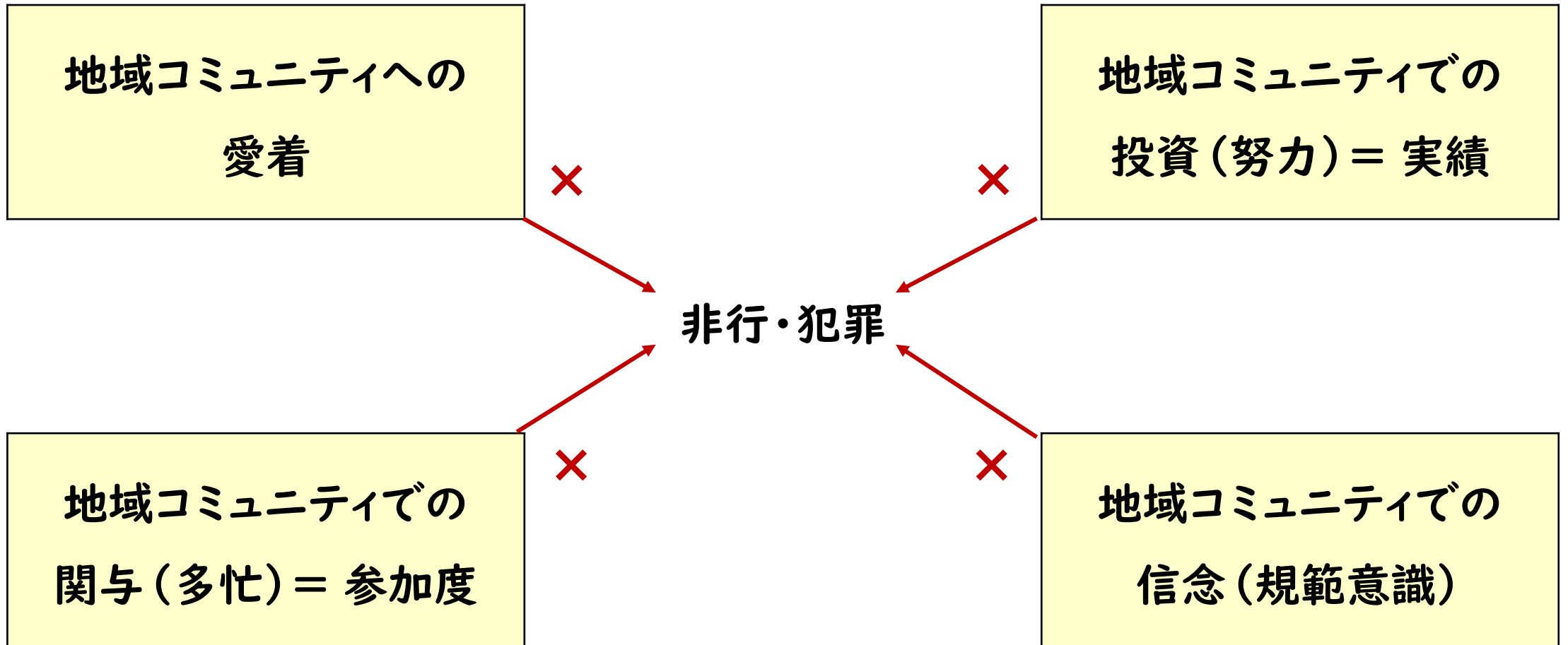
# 社会的コントロールに関する犯罪理論(2)

・社会的絆(ボンド)理論 (Hirschi 1969=1995)



# 社会的コントロールに関する犯罪理論 (2)

・社会的絆 (ボンド) 理論 (Hirschi 1969=1995)



## 今後の対策検討予定について

**1 不祥事防止対策の具体的な取組（案）****(1) 不祥事案の要因分析**

第2回会議において、岩手県立大学社会福祉学部准教授 秋本光陽 氏から犯罪社会学等に基づく犯罪行為の発生要因分析に関する講義をいただく。講義いただいた内容を基に、不祥事発生における要因分析を行う。

**(2) 不祥事防止に係る取組の評価及び見直し**

(1)や(3)を踏まえ、これまでに不十分であった点、実行できていなかった点等についてまとめること。

**(3) 今後の不祥事防止対策（新たな取組）****① 職員一人ひとりへの啓発について**

- ・ なぜ非違行為や犯罪行為を行ってしまうのかなどを内容とする研修動画の作成等により、危機意識の醸成に向け取り組む。  
→第2回会議における外部専門家（岩手県立大学社会福祉学部准教授 秋本光陽 氏）の説明を基に内容を構成予定。
- ・ 飲料メーカー等と連携し、飲酒による具体的な脳への影響を理解することで、なぜ飲酒運転をしてしまうのかなどを内容とする研修動画の作成等により、飲酒運転の撲滅に向け取り組む。  
→「酒気帯び運転・ハラスメント・暴力等を起こさない」を実現するには飲む人だけでなく、飲まない人の協力も必要になる（組織全体としての対応が必要）。チーム全員で「仕組みを作る」
- ・ 関係機関等と連携し、学校の管理職や教職員を対象とする「人権」に関する研修用動画の作成等により、児童生徒を個人として尊重する教育活動の推進に取り組む。

**② 所属長への啓発について**

- ・ 専門的知識を活用した部下職員への面談等を通じた助言等（メンタルヘルス等）について、検討を進める。  
→第3回会議で外部専門家にお越しいただくことを想定していること。

**2 既存の取組の見直し等****(1) 各種会議等における「児童生徒への性暴力等の防止」の説明等の追加**

- ・ 年度当初等に開催する各種会議や研修等において、「児童生徒への性暴力等の防止」をテーマとした講義や説明等を組み入れることにより、性暴力等関係の再発防止の取組の徹底を図る。

【5月20日時点で新任校長研修、新任副校長研修、経営指導主事会議で説明】

**(2) 服務通知による具体的な指示等**

- 年度当初の職場研修、コンプライアンスの取組の実施に関する服務通知により、各学校等におけるグループワーク形式の不祥事防止対策や再発防止策等をテーマとするコンプライアンス研修の実施（年1回以上）を義務付けるとともに、服務管理監において実施状況の確認を行う【令和8年4月1日付け服務管理監通知により指示。4月にグループワーク型の研修を5校が実施】。
- ゴールデンウィーク前に発出している服務通知により、所属長による年度当初の職員面談において、教職員の勤務状況、児童生徒への指導状況、生活や健康、飲酒の状況等の十分な把握に努め、適宜、必要な助言・指導を行うよう指示するとともに、服務管理監において実施状況の確認を行う【令和8年4月22日付け服務管理監通知により指示】。

3 取組スケジュール (案・イメージ)

	4月			5月			6月				
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬		
今後の不祥事防止対策	対策(素案)の作成			専門家の意見収集(県大准教授秋本様)			会議②を踏まえた対策検討		対策策定	対策に基づく取組の推進	
不祥事防止対策検討会議	目的、スケジュール等の確認		会議① 対策(素案)に対する意見等	会議② 対策に対する意見等		会議③ 対策に対する意見等					
各種サービス通知等	<ul style="list-style-type: none"> <li>不祥事未然防止(職場研修等)</li> <li>コンプライアンス宣言</li> <li>ハラスメント相談窓口の周知</li> <li>綱紀保持(GW前)</li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>夏の交通事故防止</li> </ul>				
各種会議や研修等を通じたコンプライアンスの取組の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>「児童生徒への性暴力等の防止」の説明の追加等</li> </ul>					随時の見直し 「初任者研修、2年目研修、3年目研修、教職経験者5年研修、中堅教諭等資質向上研修」「公立義務教育諸学校新任校長研修」「公立義務教育諸学校新任副校長研修講座」「県立学校新任校長研修講座」「地区校長研修講座」「教育事務所長会議」「県立学校長会議」「県教育委員会と市町村教育委員会との意見交換」「経営指導主事会議」等					

## 【参考】「不祥事防止対策」の取組の全体イメージ

対象等	取組事項等	
教職員等	<p style="text-align: center;">不祥事防止対策</p> <p><b>継</b> 各種会議やサービス通知等による各所属等における取組の推進          ・各種研修等による意識啓発や取組の推進          ・各所属におけるコンプライアンスの取組等の内容等の見直し</p> <p><b>新</b> 専門家等との連携・協力した取組の実施          ・法律、医療、福祉や警察等の専門家等と連携・協力した研修動画の作成等</p> <p><b>継</b> 再発防止「岩手モデル」の推進          ・暴力、不適切な言動、性暴力・セクシュアルハラスメントなどの不適切な指導等の根絶に向けた各種取組等の推進</p>	<p style="text-align: center;">職場環境の改善等</p> <p><b>継</b> 岩手県教職員働き方改革プランの推進          ・県立学校の取組          ・県教育委員会の取組          ・市町村教育委員会の取組</p> <p><b>継</b> 教職員の健康確保          ・メンタル対策等の体系的な実施等</p> <p><b>新</b> 依存症等の周知          ・性嗜好障害、アルコールや性依存等の周知</p>
児童生徒等	<p><b>継</b> 不適切な指導や性暴力の防止、人権尊重、いじめの防止などに関する周知（学習機会の提供等）の徹底          ・相談窓口の周知等の徹底          ・スクールカウンセラー等による心理ケア、学校教職員等による見守り体制づくりの推進          ・学校生活等に関する定期的なアンケートの実施等</p>	
学校施設等	<p><b>新</b> 学校施設等の点検          ・専門業者や専用機器（隠しカメラ検索機器等）による学校施設等の点検の実施</p>	
情報発信	<p><b>新</b> 県民への情報発信          ・取組状況等の県民への情報発信（公表）</p>	
検証・見直し等	<p><b>新</b> 取組の検証・見直し等          ・岩手モデルの外部専門家によるモデルの取組状況等のモニタリングの活用、又は、不祥事防止対策検討会議の継続的な開催等による取組の検証・見直し等の実施</p>	